68	家屋			更正後の区分所有家屋における構全体の課税標準額		●		・印字する場合は、「区分ごとの構考欄」に印字する。	更正後の区分所有家屋における構全体の課税標準額	2	無	数値型	13	－	－	11		
69	家屋			更正事由					更正事由	2	有	全角数値型	35	－	－	11		
70	家屋			備考		●			備考	2	有	全角数値型	39	－	－	11		
71	家屋		都市計画税	更正前の課税標準額		●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示すものとする。区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準相当額が印字される。ダッシュコンソーシアム標準仕様では、各ユーザーインターフェースで表示される。	更正前の課税標準額	2	有	数値型	13	－	－	11		
72	家屋		都市計画税	更正後の課税標準額		●		都市計画税を課税していない団体は、斜線等を用いてその旨を示すものとする。区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準相当額が印字される。ダッシュコンソーシアム標準仕様では、各ユーザーインターフェースで表示される。	更正後の課税標準額	2	無	数値型	13	－	－	11		
73	共通			備考		●			備考	1	有	全角数値型	35.4	－	－	11		

※：単位は文字数。プリンターのハード や帳票印刷プログラムにより全数できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。